

海外技工問題

自民党の石井みどり参議院議員は海外技工問題について、長妻昭厚労相に「補綴物の作成工程の確認が取れるまで、国民の命と健康を守る厚労省として輸入を許してはならない」と訴えた。4月27日の第174国会参議院厚生労働委員会で質問したもの。

[Home](#) | [About Us](#) | [Services](#) | [Contact Us](#)

い、作成工程の追跡が確保できるような対策を委員会で検討する」と回答したことに対するの指摘。更に「有資格者がやっているとの担保がない以上、薬事法に則った承認申請を課すべきだ」と厚労相の考え方を質した。

厚労相は、石井議員の論点を踏まえ、委員会で検討するとしたものの、薬事法の関係については、「直ちに検討を始める

「もりはない」と答えた。また、厚労省の2回目の「通知」について石井議員は、「現場を知らない全く無意味なもの」と指摘、「歯科医師はその医療行為においてすべての責任を負うが、自分が検証もできないことにまで責任を負わなければいけないのか」と述べた。その上で、「国が責任を取れないのであれば即座に(通知を)撤回し、輸入は禁止す

通知について厚労相は、「実効性が担保できぬかどうか検証していきたい」と答えた。

一問一答(要旨)

石井みどり議員 今年の2月6日と13日、2回にわたりTBSの報道委組で中国製の歯科技工物から発がん性物質のベリウムが検出された問題が取り上げられた。20

きない。中国からの補綴物は、誰が、どんな資格で、どんな材料で作成したか全く分からぬ。こういう中国製の補綴物は、国民の安全を守る観点から全面的に輸入禁止にすべきだと思うが。

と。三つ目は、補綴物等を診療録に記録する。患者に使用する前に補綴物等を作成した者から使用された歯科材料を証明する書類を取得する。そして、場所や材料についてきちんと確認をいい、その内容を診療録に添付する。この条件に沿わなければ当然使用できないようになる。

明する書類等を取得する
あるが、現場を知らな
いというしかない。中国
国民

石井参議院議員が国会で主張

「輸入を許すな」

08年の2月にもアメリカで、中国から輸入したクラウンの一部から鉛が210 ppm検出されている。日本国内では、歯科技工は歯科医師、歯科技工士以外は行うことができない。中国からの補綴物は、誰が、どんな資格で、どんな材料で作成したか全く分からぬ。こういう中国製の補綴物は、国民の安全を守る観点から全面的に輸入禁止にすべきだと思うが。

主な内容は、補綴物等を作成する場所を明示して内容の要点を診療録等に記録すること。二番目に、使用する歯科材料等を明示して指示を行うとともに、指示の内容の要点を診療録に記録すること。三つ目は、補綴物等を患者に使用する前に補綴物等を作成した者から、用された歯科材料を証明する書類を取得すること。そして、場所や材料についてきちんと確認をいい、その内容を診療録等添付する。この条件に沿わなければ当然使用できないようになる。

じっている合金が口腔内等に装着されることに非常に不安を持っている。

この通達では、補綴物等を患者に供する前に補綴物等を作成した者から使用した歯科材料を明する書類等を取得することあるが、現場を知らないといふしかない。中国のものなのか。

國民

録に添付して保管する。

これは当然のことだが、全く何の解消にもつながらない。通達はすべての

方が善意で動くことが前提で効力があるので、実効性を確保するとはとても思えない。できると思つてこの通達を出したのか。具体的にどのように

てつ物等の取り扱いについてでは、使用される歯科材料の性状等が必要しも明確ではなく、また、我が国の有資格者に

による作成ではないことが考えられることから云々と記載されている。

厚労省も、海外で作成された補綴物の安全性が

の安全を守る観点で

検証、評価ができると考

えていた。

足立政務官 日本にベ

リリウムが入らないよ

う、委託する歯科医師のところでもやっていた

きたいという通知だと考

えていた。

また通知では、歯科医

師だけが責任を負うこと

になっている。歯科医師

はその医療行為において

全く無意味

な通知だ。平成17年の通

達「国外で作成された補

録に添付して保管する。

てつ物等の取り扱いにつ

いてでは、使用され

る歯科材料の性状等が必

ずしも明確ではなく、ま

た、我が国の有資格者に

による作成ではないことが

考えられることから云々

と記載されている。

厚労省も、海外で作成

された補綴物の安全性が

ばい不可以ないのか。これは

だけが責任を負わなけれ

どにまで、なぜ歯科医師

も聞かながら対策を策定

したいと考えてみたい。

長妻大臣 10月末をめ

どに国外も含めて補綴物

を認めた国が責任だと思

う。責任が取れないので

れば即座に廃止し、輸

入は禁止すべきだと思

うと考へているのか。

中国製ギヨーザを考え

ば、いかに

微量でも経

口摂取であ

れば安全だ

担保できていない、疑義

があると言つて

いる。安全に疑義があ

るものを通達レベルで規

制ができると考へるのは

いう実効性が担保された

ある。ペリリウム等の危

険性がある物質の使用、

不使用が証明されるまで

国民の不安は続くわけだ

から、輸入は禁止にすべ

きだと思う。国民の命と

健康を守る厚労省は、こ

の証明がされるまで輸入

を許してはならない。

担保がない以上、薬事法

に則った承認申請を課す

どに国外も含めて補綴物

を認めた国が責任だと思

う。責任が取れないので

れば即座に廃止し、輸

入は禁止すべきだと思

うと考へているのか。

中国製ギヨーザを考え

ば、いかに

微量でも経

口摂取であ

れば安全だ

担保できていない、疑義

があると言つて

いる。安全に疑義があ

るものを通達レベルで規

制ができると考へるのは

いう実効性が担保された

ある。ペリリウム等の危

険性がある物質の使用、

不使用が証明されるまで

国民の不安は続くわけだ

から、輸入は禁止にすべ

きと思う。国民の命と

健康を守る厚労省は、こ

の証明がされるまで輸入

を許してはならない。

担保がない以上、薬事法

に則った承認申請を課す

どに国外も含めて補綴物

を認めた国が責任だと思

う。責任が取れないので

れば即座に廃止し、輸

入は禁止すべきだと思

うと考へているのか。

中国製ギヨーザを考え

ば、いかに

微量でも経

口摂取であ

れば安全だ

担保できていない、疑義

があると言つて

いる。安全に疑義があ

るものを通達レベルで規

制ができると考へるのは

いう実効性が担保された

ある。ペリリウム等の危

険性がある物質の使用、

不使用が証明されるまで

国民の不安は続くわけだ

から、輸入は禁止にすべ

きと思う。国民の命と

健康を守る厚労省は、こ

の証明がされるまで輸入

を許してはならない。

担保がない以上、薬事法

に則った承認申請を課す

どに国外も含めて補綴物

を認めた国が責任だと思

う。責任が取れないので

れば即座に廃止し、輸

入は禁止すべきだと思

うと考へているのか。

中国製ギヨーザを考え

ば、いかに

微量でも経

口摂取であ

れば安全だ

担保できていない、疑義

があると言つて

いる。安全に疑義があ

るものを通達レベルで規

制ができると考へるのは

いう実効性が担保された

ある。ペリリウム等の危

険性がある物質の使用、

不使用が証明されるまで

国民の不安は続くわけだ

から、輸入は禁止にすべ

きと思う。国民の命と

健康を守る厚労省は、こ

の証明がされるまで輸入

を許してはならない。

担保がない以上、薬事法

に則った承認申請を課す

どに国外も含めて補綴物

を認めた国が責任だと思

う。責任が取れないので

れば即座に廃止し、輸

入は禁止すべきだと思

うと考へているのか。

中国製ギヨーザを考え

ば、いかに

微量でも経

口摂取であ

れば安全だ

担保できていない、疑義

があると言つて

いる。安全に疑義があ

るものを通達レベルで規

制ができると考へるのは

いう実効性が担保された

ある。ペリリウム等の危

険性がある物質の使用、

不使用が証明されるまで

国民の不安は続くわけだ

から、輸入は禁止にすべ

きと思う。国民の命と

健康を守る厚労省は、こ

の証明がされるまで輸入

を許してはならない。

担保がない以上、薬事法

に則った承認申請を課す

どに国外も含めて補綴物

を認めた国が責任だと思

う。責任が取れないので

れば即座に廃止し、輸

入は禁止すべきだと思

うと考へているのか。

中国製ギヨーザを考え

ば、いかに

微量でも経

口摂取であ

れば安全だ

担保できていない、疑義

があると言つて

いる。安全に疑義があ

るものを通達レベルで規

制ができると考へるのは

いう実効性が担保された

ある。ペリリウム等の危

険性がある物質の使用、

不使用が証明されるまで

国民の不安は続くわけだ

から、輸入は禁止にすべ

きと思う。国民の命と

健康を守る厚労省は、こ

の証明がされるまで輸入

を許してはならない。

担保がない以上、薬事法

に則った承認申請を課す

どに国外も含めて補綴物

を認めた国が責任だと思

う。責任が取れないので

れば即座に廃止し、輸

入は禁止すべきだと思

うと考へているのか。

中国製ギヨーザを考え

ば、いかに

微量でも経

口摂取であ

れば安全だ

担保できていない、疑義

があると言つて

いる。安全に疑義があ

るものを通達レベルで規

制ができると考へるのは

いう実効性が担保された

ある。ペリリウム等の危

険性がある物質の使用、

不使用が証明されるまで

国民の不安は続くわけだ

から、輸入は禁止にすべ

きと思う。国民の命と

健康を守る厚労省は、こ